

令和6年8月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和6年8月総会議事録

1 日 時 令和6年8月15日（木） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件

議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (2件)

第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)

第3号 農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について
(利用権2件・農地中間管理事業に係る利用権2件)

報告事項

1 土地現況証明報告（非農地証明） (1件)

2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）
(農地中間管理事業に係る合意解約1件)

4 出席委員（17人：議席順）

1 番 岡藤 英雄	2 番 村岡 清美	3 番 岡島 史真
4 番 西村 志おり	5 番 大田 寛治	6 番 河野 八千代
7 番 中野 晴人	10 番 高林 司	11 番 林 一志
12 番 木村 友則	13 番 名和田 栄治	14 番 林 弘幸
15 番 大田 裕美	16 番 木村 正雄	17 番 大汐 光晴
18 番 深水 一男（会長職務代理者）		
19 番 大野 耕作（会長）		

5 欠席委員（2名）

8 番 山近 洋祐 9 番 末永 恵子

6 農業委員会事務局職員

事務局長	角谷 隆士
事務局長補佐	坂倉 幸三
書 記	北村 実瑛

7 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和 6 年 8 月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案 3 件、報告事項 2 件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、7 月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和 6 年 8 月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は 19 名でございます。本日の出席委員は 17 名、欠席委員は 2 名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

10 番、高林司委員、11 番、林一志委員、よろしく願いをいたします。

議事に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。1 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 6 年 8 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 767 m²、ほか 1 筆。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、以前から譲受人が耕作及び管理をしていたところ、譲渡人の健康状態に不安が出てきたため、可能なうちに権利移転を済ませたい。譲渡人は、以前から譲受人に管理を依頼しており、健康状

態が芳しくないため、可能なうちに譲受人に引き継ぎをしたい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。●●から北東へ約 1.3km に位置する農地です。

また、3 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当5番、大田委員、補足説明をお願いいたします。

5 番

5番、当地区担当の大田でございます。

7月31日に、事務局2名と、濱村推進委員と私で現地調査を行いました。

申請地は、●●のそばにある農地で、譲受人の●●さんがもう何十年も耕作をされている農地で、私は、譲受人の●●さんが所有されていると思っておりました。それで若干、疑問がございましたので、譲受人の●●さんに状況を確認いたしました。

●●は、以前、●●小学校があったところでございます。

昭和●●年に小学校を建てるにあたり、用地買収が行われ、その中に●●さんの農地があり、代替地として申請された●●さんの農地を、当時の●●村が用地買収をして●●さんの所有にした所でございますが、その当時に行政が手続きを怠っており、●●さんと●●さんは親戚関係ということで、これまではそのままになっておりましたが、●●さんが存命のうちに手続きを終えたいということで、今回の申請にいたったということです。

●●さんが引続き耕作をされますので、何ら問題はないと思います。

皆様方のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたしました。 続きまして、番号 2 について事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明いたします。 番号 2。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 2,472 m²、ほか 1 筆。 譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。 譲渡人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。 理由としまして、譲受人は、譲渡人から申し出があったので、これに応じることとした。譲渡人は、農業経験は無く、遠方に居住しているため、これまで農事組合法人●●に耕作をお願いしていたが、この度譲受人が引き取ってくれるということで、譲渡することにした。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 4 ページをご覧ください。●●から西南西へ約 1km に位置する農地です。 また、5 ページには公図を添付しております。 ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。 第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。 第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。 第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。 第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自らが所属する農

事組合法人が耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 11 番、林委員、補足説明をお願いいたします。

1 1 番

11 番、林です。

7 月 31 日、事務局の方お二人と、磯部推進委員と私で現地を確認してまいりました。

譲渡人の●●さんは、申請地を相続されて、現在は●●市にお住まいなので、農事組合法人●●に耕作を依頼されていたということですが、譲受人の●●さんは、法人の代表でもあり、法人で引続き耕作されるということで、何も問題はないと思います。

皆様の慎重審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

議 長

続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。2 ページをご覧ください。

議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を

求める。

令和 6 年 8 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については登記簿、現況ともに畑、面積は 425 m²。

譲受人は、●●▲▲番地▲、株式会社●●、代表取締役、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲丁目▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

転用の目的は、宅地造成です。

理由としまして、譲受人は、当該土地は周辺の住宅化が進み現在耕作されていないため、宅地造成を計画した。譲渡人は、現在耕作しておらず、今後も耕作する予定はなく、管理も困難なため申し出を受けることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 6 ページをご覧ください。●●から南へ約 440m に位置する農地です。

また、7 ページには公図、8 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、都市計画法第 8 条第 1 条第 1 号が規定する用途区域、第 1 種住居地域に指定されており、第 3 種農地に該当するため、転用許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 箇年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下及び地下浸透により処理し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 18 番、深水委員、補足説明をお願いいたします。

18 番

18 番、当地区担当の深水です。

7 月 31 日の現地調査ですが、私は所用で行かれなかったもので、前日の 30 日に現地の確認をしまいいりました。

現地は、先ほどの説明のとおりで、位置図の 6 ページを見ていただいたら分かると思いますが、●●中学校のグラウンドの北側に位置する、長方形の長細い農地です。

これは畑で、現地調査をした段階では草刈等もされており、きちんと管理をされているなと思いました。

第 3 種農地ということで、この付近は住宅が密集しており、何の問題もないと思いますので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 3 号、農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。3 ページをご覧ください。

議案第 3 号、農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の申請があったので、審議を求める。

令和 6 年 8 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和 6 年 9 月 1 日の公告となります。

従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなって

おります。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借が、油谷地区のみで、2件2筆の4,220㎡となります。

詳細につきましては、4ページ以降をご覧ください。

次に、6ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借が、長門地区のみで、2件5筆の4,995㎡となります。

詳細につきましては、7ページ以降をご覧ください。

改正前基盤強化促進法第18条第3項及び中間管理事業法第18条第5項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること等の計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体についてご質問、ご意見等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

(補足説明、意見、質問なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、承認することに決定をいたしました。
議案につきましては、以上となります。
引き続きまして、報告事項に入ります。
報告事項1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明に入ります。9ページをご覧ください。
報告事項1、土地現況証明報告でございます。
番号1。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、登記地目は畑、面積は112㎡。

申請者は、●●▲▲番地▲、行政書士、●●さん。

現地は宅地化しており、農地としての復元は困難な状況であったことから、令和6年7月31日に大野会長、松田推進委員、事務局とで現地を確認

をいたしまして、令和6年7月31日付けにて、非農地として証明をしております。

報告事項1については、以上となります。

議 長

ただ今、事務局より報告事項1について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項2の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明いたします。10ページをご覧ください。

報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの。

農地中間管理事業に係る合意解約でございます。

番号1。

通知者ですが、貸付人は、●●市●●町●●▲▲の▲、●●さん。

借受人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、公益財団法人●●。

転借人は、●●▲▲番地、農事組合法人●●。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番、地目は田、面積は2,472 m²、ほか1筆。

令和6年7月23日に、合意解約をしております。

報告事項2については、以上となります。

議 長

ただ今、事務局より報告事項2について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

報告事項は、以上となります。

続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長
補佐

それでは、事務連絡をいたします。

まず、次回の農業委員会定例総会ですが、令和6年9月17日、火曜日、9時30分から、長門市役所本庁4階会議室で開催いたします。

なお、現地調査につきましては9月5日(木)を予定しております。該当する委員の皆様には、後日事務局から集合時間等連絡しますので、ご立会のほど、よろしくお願いいたします。

最後に、既にご案内しておりますが、農地利用最適化推進地区別会議を

開催いたします。

油谷地区につきましては、8月26日、月曜日、14時からラポールゆや、
日置地区につきましては、8月27日、火曜日、10時から日置改善センター、
三隅地区につきましては、8月29日、木曜日、10時から三隅支所、長門地
区につきましては、8月29日、木曜日、14時から長門市役所本庁4階会議
室での開催となります。ご参集のほど、よろしくお願いをいたします。

事務連絡は、以上となります。

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れでございました。

終了時間 午前9時57分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和6年8月15日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 高 林 司

議事録署名委員 林 一 志